県営住宅宮の下団地2号棟エレベーター設備保守業務委託契約書(案)

愛媛県南予地方局長(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、 次の条項により委託契約を締結する。

(契約の対象及び方式)

第1条 契約の対象及び方式は、別紙「対象機器一覧」のとおりとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、前条の昇降機を安全かつ良好な運転状態に保つよう、別添「県営 住宅宮の下団地2号棟エレベーター設備保守業務仕様書」に基づき保守点検を 行う。

(契約期間)

第3条 委託業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までと する。

(委託料)

第4条 甲は、乙に対し、委託料として金 円(うち消費税及び地方消費

円)を支払う。 税額

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金 円とする。

(委託料の支払)

第6条 委託料の支払いは、下記のとおり期間毎に支払うものとする。

なお、期間毎の支払額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切捨てる ものとし、切捨てた端数については、最初の期間の支払額に合算するものとす る。

期	間	4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
金	額	円	円	円	円

- 2 乙は、各期間の終了毎に、甲による当該期間中の委託業務完了の確認を受け た後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の定めにより支払請求書を受理したときは、その日から30日以内 に委託料を支払うものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかった ときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日 時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙 に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り 捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額 を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け、 又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た 場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行 令 (昭和25年政令第350号) 第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権

を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(検査)

第10条 甲は、必要に応じて検査を行い、保守点検が不十分と認められた場合は、 改めて保守点検を命ずることができるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を 解除することができる。
 - (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。
 - (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは 実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴 力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2 条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であるとみとめられるとき。
 - 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第 三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

- 第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (契約外の事項)
- 第14条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項に ついて疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

字和島市天神町7番1号 甲 愛媛県南予地方局 局 長

 \angle

特 約(業務委託)

(暴力団員等の排除)

- 第1条 受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、 契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号。 以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)であることが判明したときは催告する ことなく契約を解除する旨を定めるとともに、契約の相手方が暴力団 員等であることが判明した場合は、速やかに契約を解除しなければな らない。
- 2 受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者(以下「協力者」という。)等(協力者の契約の相手方、資材購入先若しくはリース会社等又は協力者の相手方と契約する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下「協力者等」という。)に対しても、暴力団排除条例第 14 条に規定する内容を義務とする旨の規定を設けなければならない。
- 3 受注者は協力者等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明 したにもかかわらず、協力者等が相手方との契約を速やかに解除しな かった場合は、当該協力者等との契約を速やかに解除しなければなら ない。
- 4 受注者が、第1項及び第3項の規定に反し、契約の相手方との契約 を解除しなかったときは、発注者は受注者との契約を解除するものと し、その際の取り扱いは、県営住宅宮の下団地2号棟エレベーター設 備保守業務委託契約約款第11条の規定によるものとする。